

建築物の建築等の認定基準に基づく審査事項

事項	認定基準	形態意匠の内容
基本的 遵守事項	1 地域の個性及び特性を尊重しながら、形態・意匠、色彩、素材等の工夫により周辺の景観と調和を図るとともに、統一性に配慮するなど魅力ある景観の形成を図る。 2 行為に当たっては、カラー合成図面で分析するなど、周辺の景観に与える影響が視覚的に分かる方法により検証を行う。	
形態・意匠	1 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する形態・意匠とする。 2 周辺に圧迫感を与えない形態・意匠とする。	
色 彩	1 建築物の用途や用途地域等の土地利用を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とする。 2 基調となる色彩は、日本産業規格の色名（JIS Z 8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いたのある色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、彩度の高い色は使用しないものとする。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。 （※1）	
素 材	地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。	
建築設備等	建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるものとする。	
その他	敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和を図る。	

（※1）色彩の事項について

- 「落ち着いたのある色調」とは、原色に白、灰、黒等を混色した彩度の低いものをいう。ただし、ごく暗い色調のものは除く。
- 「無彩色」とは、白、灰、黒等の色相を持たない色をいう。
- 「素材色」とは、塗料材を除き、使用する素材そのものの色彩をいう。
- 「原色」とは、基本色及び基本色より彩度の高い色彩をいう。
- 「明るい色調」とは、彩度がやや高く、基本色に比べて明度の高い色彩をいう。

景観づくりの基準に基づく配慮事項

事項	景観づくりの基準	配慮の内容
敷地の緑化	敷地内においては、周辺植生との調和に配慮し、できる限り豊かな緑化に務める。（※2）	

（※2）「敷地の緑化」については、認定の審査事項ではありませんが、福山市景観計画に示す景観づくりの基準に基づく配慮事項として記載してください。